

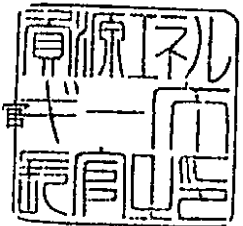
# 経 済 産 業 省

20160309資庁第10号

平成28年3月29日

財務省関税局長 殿

経済産業省資源エネルギー庁長官



## 原油等の輸入通関上の取扱いについて

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号。以下「新備蓄法」という。）に規定する原油、揮発油、灯油、軽油及び重油の輸入の際の取扱いを下記のとおり定め、平成28年4月1日から実施することとしたので、御協力方お願いします。

### 記

#### 1. 目的

従来より、石油の輸入業を行う者に対して、我が国における重要な石油の一次供給者であることから、石油備蓄法に基づき一定量の石油の保有を義務付けてきた。

近年、石油の輸入業を行う者の中で石油備蓄義務を履行しない者が増加し石油備蓄制度に支障を来すおそれが生じてきたため、石油の輸入業を行おうとする者に対して備蓄義務を適正に履行できるか否かを事前に審査することが有効かつ必要との判断から、平成14年1月1日より石油備蓄法が改正され、新備蓄法に基づき石油の輸入業を行う者はあらかじめ経済産業大臣の登録を受けることが必要となった。

この通達は、こうした状況の中、関税法第70条の規定に基づき石油の輸入申告の際に新備蓄法に基づく登録を受けていることを確認することにより、石油輸入業を行う者に係る登録制度の実効性を高め、もって石油備蓄制度の的確な実施を確保することを目的とする。

## 2. 対象となる原油、揮発油、灯油、軽油及び重油

(1) 新備蓄法の対象となる原油、揮発油、灯油、軽油及び重油の分類は、当面、関税定率法（明治43年法律第54号）別表により、次のような分類をもって当てはめる。

### イ 原油

関税定率法別表第2709.00号に該当するもの。

### ロ 揮発油

関税定率法別表第2707.50号に該当するものであって、温度15度において0.8017を越えない比重を有するもの（揮発油税法（昭和32年法律第55号）第2条第1項に規定する揮発油に該当するもの）及び関税定率法別表第2710.12号1(1)C及び第2710.20号1(1)Cに該当するもの。

### ハ 灯油

関税定率法別表第2710.12号1(2)B、第2710.19号1(1)B及び第2710.20号1(2)Bに該当するもの。

### 二 軽油

関税定率法別表第2710.12号1(3)、第2710.19号1(2)及び第2710.20号1(3)に該当するもの。

### ホ 重油

関税定率法別表第2710.12号2、第2710.19号1(3)、第2710.19号1(4)（流動パラフィンを除く。）、第2710.19号1(5)、第2710.19号2（グリースを除く。）、第2710.20号1(4)、第2710.20号1(5)（流動パラフィンを除く。）、第2710.20号1(6)、第2710.20号2（グリースを除く。）、第2710.91号及び第2710.99号に該当するもの。

## 3. 税関への確認依頼事項

新備蓄法に係る原油、揮発油、灯油、軽油及び重油の輸入を行う者が輸入申告を行う際に、新備蓄法第16条に基づく登録を受けた者には、別添の「石油輸入業者登録通知書」を交付し、その写しを税関に提出させるので、当該書面をもって関税法第70条に規定する他法令の証明とされたいこと。

## 4. その他

上記の基づく実際の取扱いに当たり疑義が生じた場合には、その都度、経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油精製備蓄課に照会願いたい。

(別添)

番 号  
年 月 日

石油輸入業者登録通知書

氏名又は名称及び

法人にあつては、その代表者の氏名

住 所

上記の者について、下記により石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第18条第1項の登録をしたので、同条第2項に基づき通知する。

年 月 日

経済産業大臣 名

記

1. 登録年月日      年    月    日
2. 登録番号      ○○-○○○
3. 特記事項